

令和7年度 国民健康保険税（国保税）について

1 課税の根拠

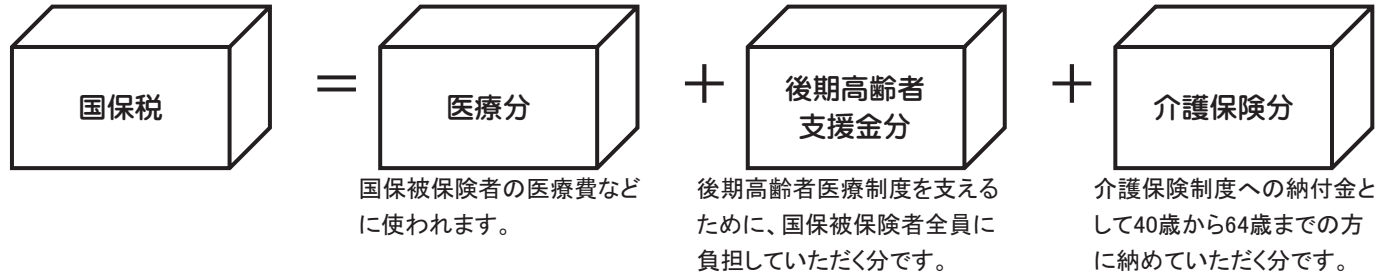
国保税は、地方税法第703条の4及び香美市国民健康保険税条例第2条の規定に基づき課税されます。

2 納税義務者（納税通知書は世帯主のお名前でお送りします）

国民健康保険は、大人から子どもまで一人ひとりが被保険者となりますが、国保税額は世帯ごとに算定し、納税義務者は、その世帯の主たる生計維持者である世帯主とされています。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療などに加入している場合でも、世帯主に対して課税されます。このような世帯主を『擬制世帯主』といいます。※擬制世帯主の所得は国保税の算定には含まれません。

3 国保税の算定方法

国保税は、「医療分」・「後期高齢者支援金分」・「介護保険分」で構成され、それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を算出し、世帯で合算した金額です。



◇令和7年度 国保税率

区 分	課税の基礎	税 率		
		医療分 （基礎課税）	後期高齢者支援金分 （後期高齢者支援金課税）	介護保険分（40～64歳） （介護納付金課税）
所 得 割 額	課税標準額（※1）	8.5%	3.0%	2.4%
均 等 割 額	被保険者1人あたり（※2）	26,400円	8,400円	9,000円
平 等 割 額	一世帯あたり	20,000円	8,000円	7,000円
課税限度額	一世帯あたり	660,000円	260,000円	170,000円

※1 所得割の課税標準額 = 令和6年中（令和6年1月～12月）の総所得金額等－430,000円（基礎控除）

※2 未就学児に係る均等割額は2分の1を減額します。

- ◇総所得金額等とは、総所得・山林所得・分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得・株式等に係る譲渡所得・上場株式等に係る配当所得・先物取引に係る雑所得等の金額の合計額です。
- ◇扶養控除、配偶者控除などの各種所得控除の適用はありません。
- ◇退職所得は課税対象から除かれます。
- ◇免税牛（肉用牛）を売却した所得は、所得税・住民税では免税所得となりますが、国保税では課税対象になります。

4 算定期間について

国保税は、4月から翌年3月までの1年間で算定し、7月から翌年3月までの9回（特別徴収の世帯は、原則年金支給月の6回）に分けて納めていただくため、**各納期の税額＝1ヵ月分ではありません**。

令和7年6月末までに「国民健康保険異動届」を提出された世帯は、異動内容をあらかじめ反映させて、国保税を算定していますが、令和7年7月1日以降に届出があった場合は、今回の納税通知書には反映していません。

5 国保税は月割課税です

下記のような理由で年度の途中で国保被保険者の異動があった場合、月割で課税されます。

- ① 年度の途中で国保に加入または脱退した場合
⇒加入期間に応じて月割で算定し、届出日の翌月（ただし4、5月届出は7月）にお知らせします。

- ② 介護保険第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）の介護保険分
・年度の途中で40歳となる方
⇒40歳に到達した月から月割で算定し、到達日の翌月（ただし5月は7月）にお知らせします。
- ・年度の途中で65歳となる方
⇒あらかじめ65歳到達日の前月分までを月割で算定し、各期に割り振っています。
- ③ 年度の途中で75歳となり後期高齢者医療保険制度へ移行する方
⇒あらかじめ国保への加入期間を月割で算定し、各期に割り振っています。
75歳になる方が1人世帯の場合は、75歳到達日の前月分までに割り振っています。

6 軽減・減免制度について

未就学児に係る均等割額の軽減 ★申請は必要ありません

子育て世代の負担軽減を図るため、未就学児の均等割額を半額にします。

特定世帯に対する軽減 ★申請は必要ありません

国保の加入者が、後期高齢者医療制度に移行したことで、その世帯の国保被保険者者が1人となった場合（特定世帯といいます）、一定期間（最長5年間）医療分および後期高齢者支援金分にかかる平等割を半額にします。5年経過後は平等割額の軽減額を4分の1にし、3年間延長します。ただし、後期高齢者医療保険に加入した方が、他の世帯に異動したり、世帯主が変わったり、死亡した場合などは該当しなくなります。

所得が低い世帯に対する軽減 ★申請は必要ありません

世帯主と国保加入者等の合計所得が軽減判定所得を下回る世帯については、均等割額と平等割額を下記の割合で軽減します。また、特定世帯については『特定世帯に対する軽減』と合わせて適用します。

この軽減の対象となるためには、**所得の申告をしていることが前提となります**。

軽減割合	軽減判定所得	
7割	430,000円＋100,000円×（給与所得者数等の数（※b）－1）以下	（※a）加入者数には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療へ移行した世帯員を含みます。 （※b）一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方
5割	430,000円＋（305,000円×擬制世帯主を除く国保加入者数（※a））＋100,000円×（給与所得者等の数（※b）－1）以下	
2割	430,000円＋（560,000円×擬制世帯主を除く国保加入者数（※a））＋100,000円×（給与所得者等の数（※b）－1）以下	

- ◇軽減判定所得には、他の保険に加入している擬制世帯主の所得金額も含めて計算します。同じ世帯内で国保から後期高齢者医療へ移行した世帯員の所得金額も含めます。
- ◇事業所得での青色専従者控除や事業専従者控除は適用せず、専従者の給与所得はないものとして判定します。
- ◇譲渡所得は、特別控除前の金額で判定します。
- ◇令和7年1月1日現在、65歳以上の公的年金受給者は年金所得から15万円を控除した金額で判定します。

倒産・解雇などで離職された方に対する軽減 ★申請が必要です

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職者（特定理由離職者）は国民健康保険に加入する方の国保税を申請により一定期間軽減します。

- ◇対象となるのは、離職日時点で64歳以下の方で、ハローワークから交付される『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』の「12. 離職理由」のコード番号が下記の方（ただし、特例受給資格者を除く）です。
 - ・特定受給資格者・・・「11」「12」「21」「22」「31」「32」
 - ・特定理由離職者・・・「23」「33」「34」
- ◇軽減額は、前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を計算します。軽減判定も100分の30とみなした所得で判定します。
- ◇軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末までです。
- ◇申請の際には、**『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』**をご持参ください。

特別な事情による減免 ★申請が必要です

災害・生活困窮・刑務所等の施設に収容されている場合や、その他の特別な事情により国保税を納めることが困難なときは、減免が認められる場合があります。

旧被扶養者に対する減免 ★国保加入の際に確認します

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった方（65歳～74歳の方に限る）が新たに国保に加入する場合（『旧被扶養者』といいます）下記の減免が適用されます。

- ① 旧被扶養者の所得の有無にかかわらず、所得割額が全額免除
- ② 旧被扶養者の均等割額を半額免除
- ③ 世帯の国保加入者が旧被扶養者 1 人の場合は平等割額も半額免除
- ◇ ②③については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り適用されます。
また、「所得が低い世帯に対する軽減」の7割軽減・5割軽減に該当する場合は適用されません。

産前産後期間に係る減免 ★申請が必要です

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の保険税について、出産（予定）日前後4か月分が申請により減免されます。出産予定日の6か月前より申請が可能です。
◇対象となる出産とは、妊娠85日以上分娩のことをいい、死産・流産・人工中絶・早産を含みます。

7 加入の届出が遅れたとき

国保税は、国保の資格を得た月から支払義務が発生します。届出が遅れた場合は、資格を得た月までさかのぼって課税されます（最大3年間）。令和6年度以前分は、過年度分として令和7年度分とは別に納付書を送付します。**過年度分は口座振替ができません**ので、納付書でお支払いをお願いします。

8 転入による国民健康保険の加入者について

国保税は、前年の所得を基に算定します。転入による加入の場合、転入前の市区町村に前年の所得額を照会します。前住所地から回答があり、所得額の把握ができましたら、国保税の更正を行い再度通知します。（税額の変更がない場合は通知しません。）

9 普通徴収について

納付書でのお支払い

市役所本庁・各支所窓口、納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンスストアでお支払いできます。
令和6年度よりQRコード（eL-QR）での支払いが可能となりました。地方税お支払いサイトにてクレジットカードやインターネットバンキング等での支払いができ、eL-QR対応スマートフォン決済アプリにてeL-QRを直接読み込ませることでの支払いもできます。また全国のeL-QR対応金融機関窓口での支払いも可能です。

- ・地方税お支払いサイト（eL-QR対応スマートフォン決済アプリも確認できます）
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
- ・全国のeL-QR対応金融機関一覧
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>
※「スマホ決済」「地方税お支払サイト」での電子決済については次のことにご注意ください。
①領収印のない納付書が手元に残ります。窓口等での二重納付にご注意ください。
②決済後は、市役所が納付確認できるまでに日数を要します。
③決済手数料がかかる場合があります。

口座振替

納付書裏面記載の指定金融機関または収納代理金融機関の口座より、全納もしくは期別での引き落としができます。納付書払いから口座振替への切り替えは、金融機関への届出によりできます（市内の金融機関には届出用紙があります）。

10 特別徴収（年金天引き）について

世帯主が受給している年金から国保税を天引きする制度です

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上74歳以下である場合、対象となります。ただし、次の①～④に該当する場合は、特別徴収の対象とならず、普通徴収（納付書または口座振替による納付）になります。

- ① 世帯主が他の健康保険に加入している場合
- ② 世帯主の年金額が年額18万円未満の場合
- ③ 世帯主の国保税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合
- ④ 世帯主が年度途中で後期高齢者医療保険制度に加入（75歳に到達）する場合

※ 判定は老齢基礎年金の金額で行っていますので、年金受給総額とは異なります。ただし、老齢基礎年金を受給されていない方は他の年金で判定しています。詳しくは国保係へお問い合わせください。

特別徴収の停止を希望する場合

特別徴収の停止を希望される方は、『納付方法変更申出書』を提出することにより、口座振替による納付に変更することができます。ただし、これまでの国保税に滞納がある場合は変更できませんので、ご了承ください。

4月、6月、8月の特別徴収について（仮徴収）

前年度から引き続き特別徴収の対象となる世帯については、**前年度2月の徴収額と同額**を4月、6月、8月に年金から今年度の国保税として天引き（仮徴収）します。

年度途中からの特別徴収について

10月から特別徴収が始まる方については、1期～3期分が普通徴収（納付書または口座振替）での納付となります。

11 納期について

支払月と納期限については、次のとおりです。

◇ 普通徴収（口座振替の場合は納期限が引き落日となります）

支払月	令和7年							令和8年		
	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	全期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限	7月31日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月31日

◇ 特別徴収（年金から天引き）

支払月	令和7年					令和8年
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	（仮徴収）					（本徴収）

12 納税通知書について

お手元に届いた納税通知書（1～4ページ）には、年税額、納付方法、税額算定の根拠、保険加入状況、納付月（期別）毎の税額及び納期限が記載されていますので、ご確認ください。

納税通知書の内容、国保税についてのお問合せ

香美市役所 市民保険課 国保係
TEL：0887-53-3115